

令和4年6月27日

保護者の皆様へ

新居浜市教育委員会
教育長 高橋 良光

児童生徒等のマスクの着用について

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことに伴い、熱中症リスクが高まる夏季における児童生徒等のマスクの着用について、改めてお知らせいたします。

なお、基本的対処方針は変更されましたが、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、基本的な感染対策を徹底していく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

1 基本的にマスク着用が不要な場面

- (1) 屋外の運動場、プールや屋内の体育館等を含めた体育の授業
- (2) 運動部活動（場面に応じ、マスクの着用を含めた感染対策の徹底は必要）
- (3) （夏場においての）登下校時
- (4) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等（鬼ごっこなどの密にならない遊び、ランニングなど離れて行う運動など）

2 備考

- ・ 上記以外でも、熱中症リスクの高い環境においては、マスクを外すよう働きかける。
- ・ 体育の授業や運動部活動においても、身体的距離が取れず、熱中症等のリスクがない場合には、マスクを着用する。
- ・ 登下校時は、熱中症対策を優先し、マスク着用は不要とするが、人との十分な距離を確保し、会話を控えること。
- ・ 「マスク着用が不要」＝「マスク着用禁止」ではなく、様々な理由でマスク着用を希望する児童生徒に対しては、適切な配慮が必要である。